

「避難確保計画」の作成・提出に関するQ&A

種類	質問	回答
作成	避難確保計画は、いつまでに作成しなければならないのか。	提出時期については、通知文に記載のとおりです。詳細については提出先部局にご確認いただきますようお願いします。
	避難確保計画を策定しない場合、罰則等はあるのか。	正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。 なお、避難確保計画をご提出いただいた後、実地指導や立入検査等で確認させて頂くこともありますので、提出後も適切な管理をお願いします。
	一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合など、施設ごとに避難確保計画を作成する必要があるのか。	同一法人が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成していただいても構いません。棟違いで住所が少し違う場合などにおいても、計画内容が適切なものであれば問題ありません。
	既に作成している消防計画との関連はどうか。	消防計画とは別に作成していただいても構いませんし、既存の消防計画に必要事項を追記していただくことも可能です。追記の方法については、「既存の計画への追記による避難確保計画の作成」を参照してください。 なお、消防計画に追記していただいた場合、消防計画の変更となりますので、避難確保計画の提出とは別に、管轄消防署への届けも必要になります。
	避難確保計画の作り方はどこの部署に行けば教えてもらえるのか。	守口市HP（各課の案内→危機管理室→守口市地域防災計画）をご確認いただいたうえで、危機管理室までお問合わせください。 HPには避難確保計画のひな型（Word形式）やその他の参考資料を掲載していますので、それらを参考に作成していただくこともできます。
提出	避難確保計画を提出する際に、別紙として作成した連絡先一覧なども提出する必要があるのか。	施設職員の緊急連絡網や施設利用者の緊急連絡先一覧など、個人情報の記載のある様式については、提出の必要はありません。 なお、連絡先一覧については、すでに作成済の様式を使用していただいで結構です。
	提出後はどうなるのか。市役所からの連絡は。また事業所内で周知等する必要があるか。	市役所から、内容についてお問合わせする場合があります。また、事業所内では、避難訓練等も必要ですので、必ず施設職員への周知をお願いします。
	今後、避難確保計画の内容が変更になった場合は再度提出の必要があるか。	計画が変更になった場合は、重要な変更（例：避難場所や経路の変更など）があった際に提出をお願いします。 なお、軽微な変更の場合の再提出は不要です。
その他	ウェブサイトが見られる環境にないがどうすればいいか。	提出先部局にお問合わせください。
	ハザードマップを確認したい。	守口市HP（各課の案内→危機管理室→防災ハザードマップ）をご確認ください。